

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第144回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件（本院先議）であり、可決した。

また、本委員会付託の請願4種類4件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴い、漁業に関する主権的権利の行使並びに海洋生物資源の保存及び管理を的確に行うために対象水域の範囲について所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、日韓漁業交渉の経過、暫定水域等における水産資源の管理対策、操業秩序を確保するための取締体制の在り方、漁業振興対策などについて質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、6項目の附帯決議が行われた。

〔国政調査等〕

第143回国会閉会後の11月6日、平成11年産米の政府買入価格について、政府から説明を聴取した後、これに対する質疑を行った。この中で、平成11年産米の政府買入価格の算定方針、新たな米政策大綱の実施状況、米の生産調整及び備蓄水準の適正化、ミニマム・アクセス米の扱い、米の関税化、食糧支援、APECにおける林産物及び水産物の自由化交渉などの問題が取り上げられた。

12月3日、第143回国会閉会後に実施した委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。委員派遣は、農林水産業の実情を調査し、もって農林水産に関する調査に資することを目的として、10月26日から28日までの3日間、愛媛、香川両県において、県農えひめジュース工場、森林整備事業、県営ほ場整備事業、パセリ産地、引田漁港等を視察した。

農林水産

(2) 委員会経過

○平成10年11月6日（金）（第143回国会閉会後第1回）

- 平成11年産米の政府買入価格に関する件について食糧庁当局から説明を聴いた後、中川農林水産大臣、亀谷農林水産政務次官、食糧庁、農林水産省及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成10年12月2日（水）（第1回）

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）について

中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年12月3日（木）（第2回）

- 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）について中川農林水産大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第6号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成10年12月14日（月）（第3回）

- 請願第140号外3件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要 旨】

本法律案は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴い、漁業に関する主権的権利の行使並びに海洋生物資源の保存及び管理を的確に行うための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の対象水域について、条約の規定により我が国が漁業等に関する主権的権利を行使する水域の範囲について調整が行われるときは、その調整後の水域とする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の対象水域について、条約の規定により我が国が海洋生物資源の採捕に関する主権的権利を行使する水域の範囲について調整が行われるときは、その調整後の水域とする。
- 3 日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う同協定第1条1の漁業に関する水域の設定に関する法律を廃止する。

【附 帯 決 議】

我が国漁業は、国民が健康的で豊かな食生活を実現する上で不可欠な魚介類等の供給産業として極めて重要な役割を担っている。

一方、世界の食料需給の安定を確保することが21世紀の大きな課題となっている状況の下で、食料供給における漁業の役割は、従来にも増して重要なものとなってきている。

しかしながら、近年における我が国の漁業を取り巻く情勢は、資源状況の悪化、外国漁船の無秩序な操業、輸入水産物の増加による魚価の低迷、担い手の高齢化や後継者の不足等極めて厳しい状況に直面している。

このような状況の下で我が国は、国連海洋法条約に基づく新たな漁業秩序の下で、漁業資源の適切な管理と有効利用に積極的に取り組み、持続可能な漁業の構築を図ることとしている。

政府は、このような背景と現行日韓漁業協定の下で生起している諸問題を踏まえ、新日韓漁業協定とこれに基づく関係国内法の施行に当たっては、水産資源の保護管理と漁業秩序の確立を求める我が国漁業者の切実な要請にこたえるため、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 現行日韓漁業協定の運用経過にかんがみ、暫定水域における水産資源の管理に徹底を期するとともに、無秩序な操業が行われることのないよう、操業隻数、漁法の規制を設ける等、実効ある取締りの実現に向け韓国との協議に努めること。
- 2 我が国の排他的経済水域においては、国連海洋法条約に基づく沿岸国主義の下で、外国漁船に対する徹底した取締りを行うこと。特に、日本海から東シナ海に至る海域の漁業秩序を確保するため、水産庁取締船・海上保安庁巡視船の配備を充実する等により、迅速かつ的確な対応が可能となるよう努めること。
- 3 我が国の排他的経済水域内における韓国への漁獲割当数量については、それが厳に遵守されるよう適切な管理を行うこと。また、資源保護等の観点から問題の多い漁法を禁止ないし規制するとともに、我が国が設けている禁漁期間等が遵守される操業条件の確保に努めること。
- 4 「日韓漁業共同委員会」は、新日韓漁業協定に基づき、操業に関する具体的な条件、操業の秩序維持等に関する重要な事項を協議し、その結果を両締約国に勧告するという重要な役割を担っていることを踏まえ、専門家で構成される下部機構を速やかに整備する等、委員会がその機能を十分に発揮できるよう努めること。
- 5 新日韓漁業協定の発効に伴い、我が国漁業者の操業や資源・漁場への影響が生ずるおそれがあることにかんがみ、新協定下における我が国漁業の振興を図るため、積極的な施策を講ずること。
- 6 豊かな水産資源を次世代に引き継ぐことは日韓両国の責任であることを深く認識し、水産資源の積極的な培養による早急な資源回復を図るための事業を緊急に実施すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
6	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案	参	10.11.30	10.11.30	10.12.3 附帯決議 可決	10.12.4 可決	10.12.10	10.12.11 附帯決議 可決	10.12.11 可決